

京都市埋立事業管理事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第174号

京都市埋立事業管理事務所規則の一部を改正する規則

京都市埋立事業管理事務所規則の一部を次のように改正する。

		「所長	
	「所	長	事務係長
第2条第1項中	管理係長	を	業務係長に改める。
	業務係長		管理係長
	施設係長」		施設係長」

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)